

指定管理業務点検・評価シート（令和5年度業務）

令和6年7月8日

施設名	鳥取産業体育館・鳥取屋内プール	所在地	鳥取市天神町50-2・3
-----	-----------------	-----	--------------

施設所管課名	地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課	連絡先	0857-26-7919
--------	----------------------	-----	--------------

指定管理者名	(公財)鳥取県スポーツ協会	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
--------	---------------	------	---------------------

1 施設の概要

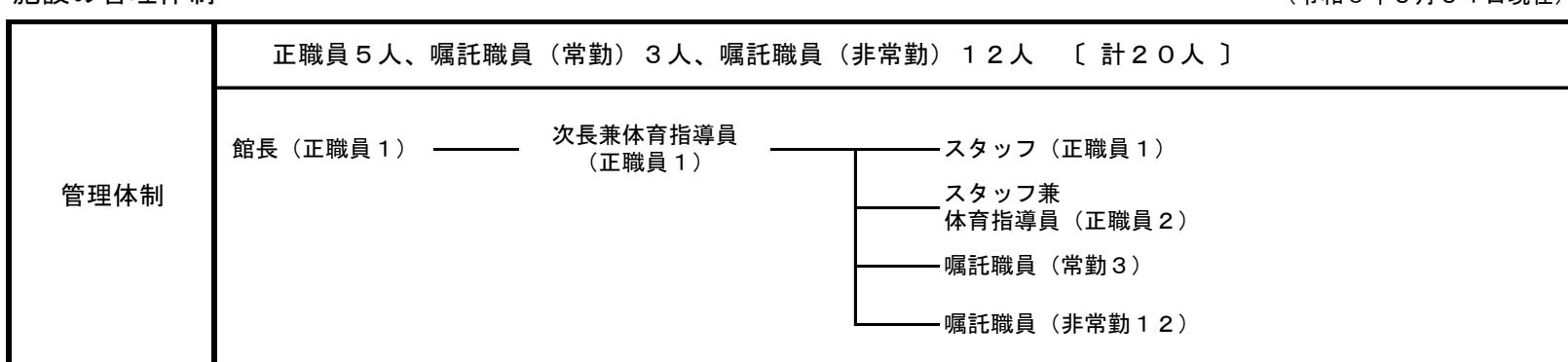
設置目的	集会、展示会、スポーツ等の用に供し、産業と体育・スポーツの振興を図るとともに、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	
設置年月日	産業体育館：昭和56年 2月28日 屋内プール：昭和55年 8月25日	
施設内容	○産業体育館 ・敷地面積：12,087.46m ² ・延床面積：7,827.34m ² ・大体育館、小体育館 会議室（1,2,3） 男女更衣室・シャワー室	○屋内プール ・敷地面積：4,007.00m ² ・延床面積：1,769.00m ² ・25m 7コース、幼児用プール 採暖室、男女更衣室・シャワー室
利用料金	(施設ホームページ(http://t-santai.tottori-sf.net/)のとおり)	
開館時間	産業体育館：午前9時から午後10時まで 屋内プール：午前10時から午後8時まで（5・6月は午前9時30分から午後8時00分まで） （7・8・9月は午前9時00分から午後8時00分まで）	
休館日	産業体育館：第4水曜日及び12月29日から1月3日まで 屋内プール：毎週水曜日及び12月29日から1月3日まで 夏休み期間（7月20日頃から8月末頃）は休館日なし	

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務 ・その他施設の管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作） ・利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務 ・スポーツの普及振興
---------	---

3 施設の管理体制

(令和6年3月31日現在)



4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	5年度	12,042	12,038	13,313	15,785	9,918	11,142	12,881	12,322	10,668	9,466	11,914	11,078	142,567
	4年度	11,963	11,522	11,662	12,372	10,136	11,179	12,005	12,285	10,320	8,856	9,536	10,689	132,525
	増減	79	516	1,651	3,413	-218	-37	876	37	348	610	2,378	389	10,042

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	5年度	4,835	1,323	1,597	3,270	3,438	3,342	1,580	1,284	2,385	1,707	1,605	2,867	29,233
	4年度	3,691	2,250	1,248	1,834	3,790	1,731	2,317	1,130	2,091	1,211	1,370	2,229	24,892
	増減	1,144	-927	349	1,436	-352	1,611	-737	154	294	496	235	638	4,341

5 収支の状況

区分		5年度	4年度	増減
収入	事業収入	施設使用料	20,166	19,439
		教室参加料	6,640	5,265
		イベント	232	188
		小計	27,038	24,892
支出	事業外収入	自動販売機手数料	2,039	1,581
		県委託料	70,801	72,606
		雑入	157	152
		小計	72,997	74,339
		計	100,035	99,231
収支差額		4,108	6,532	

6 労働条件等

確認項目	状況			備考
	正職員	嘱託職員（常勤）	嘱託職員（非常勤）	
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	※常時10人以上の労働者を起用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	※労働基準監督署への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8時間／日	8時間／日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	タイムカード及び使用者の確認	タイムカード及び使用者の確認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇・休日の状況	年20日	年15日から20日	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	246,087円／月	177,500円／月	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施		
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり	※業種・規模の要件あり

(参考)

○労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）

- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
- ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
- ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
- ・1週間単位の非定型的変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
- ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
- ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
- ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、コルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任） 201人～500人（2人選任） 501人～1,000人（3人選任） 1,001人～2,000人（4人選任） 2,001人～3,000人（5人選任） 3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組

区分	取組内容
施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館2階ロビー、ステージをスポーツ活動（空手、太極拳、エアロビクス、卓球、ブレイキング等）、サークル活動（詩吟、社交ダンス、傘踊り等）の場として提供した。 ・芝生広場を開放し、親子の遊び場として開放した。 ・ロビーにテーブルや長椅子を置き、休息の場を提供した。 ・利用者が気軽に楽しんでいただくよう、貸し出し用具（バウンドテニス、ソフトバレー、ラージボール卓球等）の充実を図り、利用方法の説明、指導のサービスを行った。 ・体育館の会議室、プール研修室を会議のみでなく、ダンス等の利用を受け場所を提供した。 ・会議室②の机や椅子を新調し商談や企業の会議等にも使用できるようにした。 ・駐車場が満車の場合は、芝生広場に駐車できるよう開放した。
利用しやすい快適な施設としての環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「耳マーク」「ハートプラスマーク」「ほじょ犬マーク」の設置等絵単語等のサイン表示を行った。 ・プール利用の注意事項の外国语版（英語、韓国語）を作成し、外国人への対応に努めた。 ・降雪時、職員により玄関階段、スロープの除雪に努めた。 ・駐車場内を融雪装置を使い水を出し凍結防止と融雪を行った。 ・プール利用者へコースの混雑状況と駐車場混雑状況を知らせるカレンダーを配布した。 ・障がい者が利用しやすいよう全職員が簡単な手話で対応するとともに、障がい者団体の申込はファクシミリでも受付を行った。 ・夏季の熱中症の啓発として、希望者にWBGT測定器を貸出できるよう準備した。 ・エレベータを設置することにより、体が不自由な方でも体育館観覧席に上がるようになれた。 ・施設階段にプランターを設置し、1Fロビーには花瓶に季節の花を生け、おもてなし、季節感を提供した。 ・大会時、体育館フロアから2階ロビーに上がる階段まで上履きのままで上けるよう渡り廊下を設置した。 ・窓口近くにテーブルを置き窓口が混雑した場合、申込書等記載が出来るようにした。 ・体育館空調利用があったときに、利用の5分前に空調を入れるようにした。 ・ホームページ等で教室、イベント等情報提供、行事予定を見やすいうように工夫し隨時更新を行った。 ・コロナウイルス対策として、玄関に消毒液設置を行った。 ・年2回、体育館ラインテープの張替えを実施した。 ・カード決済、電子マネー決済の運用を充実させた。 ・入口に非接触温度計を設置しコロナウイルス感染予防対策を実施した。 ・コロナウイルス感染予防対策として、消毒作業を1日1回以上実施した。 ・当日の電話受付を9時から8時30分に変更し、利便性を図った。 ・（一財）全日本ろうあ連盟が策定した手話・筆談マークを窓口に設置した。 ・駐車場や1Fロビーのトラブル対策として防犯カメラを設置した。 ・プールの寒さ対策としてヒーターを2台設置した。 ・暑さ対策として、グリーンカーテンを設置した。 ・1、2階ロビーの換気の効率を上げるために扇風機を設置した。 ・デジタルサイネージを導入して、緊急時にはJアラートと連動させ、聴覚障がいの方方が目で見てわかるようにした。また、毎日各施設ごとの利用状況、大気汚染数値、プールの室温、水温など表示した。 ・プールコース表示札下に利用時間帯を記入した。 ・プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、ホワイトボードマーカーの無料貸出を実施した。 ・文字が見やすいようプロジェクターを使用して月間利用調整会を実施した。 ・プール女子更衣室にドライヤー収納器具を取り付け、使いやすいうようにした。 ・透明ディスプレイ「レルクリア」を設置。UDトークアプリケーションと併用し、ろう者及び外国からのお客様対応に備えた。 ・経年劣化により傷んでいたプール、体育館入口に設置していた絨毯を防炎のものに貼替をした。 ・各会議室、研修室に簡単に椅子が収納、運べるよう専用台車を導入した。 ・夏場の虫対策として営業終了後、プールサイドに電撃殺虫器を導入した。 ・月間調整会用の椅子をテーブル付きにして、申込書等記入しやすいうようにした。 ・ハートフル駐車場の車止めに夜間、躊躇ないようにLED照明及び点滅式三角コーンを設置した。
地域貢献（福祉貢献）	<ul style="list-style-type: none"> ・花ショウブイベント時、育成指導等実施した。 ・大正小学校、散岐小学校の水泳指導に体育指導員を派遣した。 ・ニュースポーツの用具の貸出などを通じて、普及促進を図った。 ・子供110番の家に協力した。 ・施設外周（市道、歩道）の除草剤散布及びゴミ拾いを実施した。 ・施設周辺歩道除雪作業を実施した。 ・鳥取城北高校空手部、鳥取中央育英高校レスリング部、鳥取市立西中学校相撲部に外部講師として職員を派遣した。 ・鳥取工業高等学校と連携し授業の実習の場として、駐車場のライン引きを実施した。 ・高草中学校の職場体験、「わくわく高草」の受け入れを実施した。 ・山陰合同銀行のエコキャップ収集運動に協力し、ペットボトルキャップ13kgを寄贈した。ポリオワクチン接種のリサイクルを行った。 ・県とWILLERが10/2~2/9までとりモビ「乗り合いタクシー」運営実験を開始。産業体育館駐車場の一部を乗降場所として提供した。
利用者負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・プール料金の夜間割引を導入した。 ・プール利用者が障がい者の場合、2名までの介護者を無料とした。 ・利用者の軽微なケガへの対応として、消毒液、カットバン、脱脂綿、体温計等を用意した。 ・アイシング用製氷機を設置し、捻挫、打ち身、熱中症対策で体を冷やすなどに誰でも使用できるようにした。 ・障がい者手帳アプリ「ミライロID」に事業者登録し、障がい者手帳等なくてもアプリで身分証明できるようにした。 ・窓口に杖置アイテムを設置した。 ・車いす利用者のプール入水、退水介助を実施した。
文化活動等の推進	体育・スポーツ活動以外で、県民が楽しめるような文化活動事業を実施した。（花ショウブ特別展示会、秋の寄せ植え教室）

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の声」の収集とアンケート調査 ・インターネットで意見把握 ・外部評価委員会からの意見聴取 ・窓口での意見聴取
------------	--

利用者からの苦情・要望	対応状況
プール6ヶ月分の定期券の期間間違え。	お詫びをして、定期券の期間を訂正した。
プール更衣室内での動画、写真撮影について。	該当する団体に厳重注意をした。 更衣室内に動画、写真撮影の禁止貼紙を設置した。

利用者からの積極的な評価

- ・教室に参加しているがいろいろ教えてもらえてとても良い。雰囲気も和気藹々でとても良い。
- ・子どもが毎週楽しみにしている。教室の料金が安くて助かる。
- ・泳げなかった子どもが、水泳教室に参加して泳げるようになった。感謝している。
- ・冬場のプールは冷えるのでヒーター設置は嬉しい。

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組・積極的に取り組んだ事項〕

①職員の意識改革

- ・指定管理者制度により危機感が生まれ、コスト意識やサービス意識が向上した。
- ・消防訓練を利用者を交えて行うことにより、より現実的に訓練を行えた。
- ・人権研修を年2回受け、意識を高めた。
- ・月1回以上心肺蘇生法及びAEDの講習を行い、万一に備えた。
- ・各種スポーツ資格の研修に積極的に参加し、資格取得させた。
- ・常に利用者の立場に立った考え方を意識し、利便性の確保に努めた。
- ・接遇について常に職員に注意を喚起し、また研修等を積極的に受講した。
- ・ハラスマント研修を職場内外にて行い、研鑽に励んだ。
- ・体育館の床の剥離を毎日チェックするなど、安全確保に努めた。
- ・期首と期末に職員面談を行うことにより、業務内容の明確化及び意思疎通を図り意識改善に努めた。
- ・電気、燃料費の高騰により、職員一人一人が今まで以上に節約に心がけた。
- ・近年大規模災害が各地で発生しており、緊急時に備えて職員用ヘルメット及び誘導棒を購入し災害の意識を高めた。
- ・近年苦情が多くなってきていたため適切に対処できるよう、鳥取県スポーツ協会全体でハードクレーマー研修を実施した。

②経費の削減

- ・冷房温度を28°C、暖房温度を20°Cとした。
- ・電気機器の待機電力の削減や、使用しない機器の消し忘れ防止の徹底を行った。
- ・施設内の節水、節電、コピー用紙のリユースを徹底した。
- ・灯油の購入に複数業者に見積書を徴収し、一番安い業者から購入することにより購入単価の減につなげた。
- ・プール男女更衣室へ一台ずつ扇風機を設置し、エアコンの足しとして電力の削減と快適性を向上させた。
- ・年2回のプール清掃を職員で行い、経費削減に努めた。
- ・保守点検等の委託業務の期間を5年間とした入札を行い、委託料の削減に努めた。
- ・油、水等のメーターチェックを1日2回し、節約の努力を実施した。
- ・職員により小体育館バスケットゴールのメンテナンス及びバドミントン、卓球ネット等補修を実施した。
- ・嘱託職員（常勤）の代わりに嘱託職員（非常勤職員）を採用することにより、経費削減を図った。
- ・シートを新たに購入して10月から5月ごろまで、プール全体にかけることによりプール保温を効果的に行った。
- ・灯油の使用について、当日のみならず翌日の天候予測・予想気温・水温及び室温状況を職員が情報共有し、今まで以上に細かな管理をしたことにより、燃料の削減に務めた。

③県や関係機関との連携

- ・県の方針や施策との整合を図りながら施設運営を行った。
- ・県障がい者スポーツ協会と連携し、高齢者や障がい者等のスポーツ活動、健康増進への取組を行った。
- ・県が主催する各種イベントに会場を提供、また各競技団体が主催するスポーツ大会などの運営に協力した。
- ・鳥取県健康づくり応援施設支援事業の「健康づくり応援施設」として「運動」「禁煙」を奨励した。
- ・競技団体と連携し、ジュニア対象のトップアスリートを招聘したイベントを開催した。
- ・スタンプラリー（未来とりっこわくわく大作戦）のブースを事務室前に設置した。
- ・鳥取県民の日（9月12日）の周知（ホームページでの広報、のぼり設置）と無料開放（9月11日と当日）を行った。
- ・新型コロナウイルス感染予防対策協賛店に登録した。（認証番号3215号）
- ・男子個室トイレにサニタリーポックスを設置した。
- ・2巡目国体をアピールするため、鹿児島特別国体の参加賞等を展示した。
- ・利用者の意見を取り入れ、防球フェンス13枚を県備品として貸し付けていただき、大体育館1/3利用を3面全て区切るようにしてバレー・ボールやテニスなどの利用時にボールが他のコートに行きにくくした。
- ・鳥取県民体育館メインアリーナが改修工事のため、鳥取県民体育館と連携を図りバスケットゴールを借りることにより、鳥取産業体育館でバスケットボール大会が開催できるようにした。

④環境配慮活動

- ・T E A S（鳥取県版環境管理システム）の更新審査に合格し、引き続き環境配慮活動を実施した。
- ・環状道路側花壇や玄関、ロビーに花などを飾り、敷地内の緑化推進を図った。
- ・毎朝の巡回時に、ゴミ拾いを行い館内外の美化活動を行った。
- ・プール休館日には更衣室内のフロアマットを上げて乾燥させ、衛生状態を保つように努めた。
- ・施設利用者に積極的に環境保全に関わってもらえるよう「アイドリングストップ」「ゴミ削減」等のお願い、協力の看板を設置した。
- ・施設外周（市道、歩道）の除草剤散布を実施した。

⑤AED（自動体外式除細動器）の管理等安全対策

- ・AEDのバッテリー交換及び幼児用パッドを設置した。
- ・プール事故防止対策の一環として、救急救命法や毎月1回以上の心肺蘇生法とAED訓練を実施した。
- ・連絡後1分以内にAEDの持参可能な体制をとった。

⑥開館時間と休館日の対応

- ・開館時間や休館日を大会、イベントの開催に合わせ柔軟に対応することにより利用者から好評を得た。
- ・プールの開館を学校の夏休み期間は休館日なしとし、利便性を図った。

⑦外部評価委員会

- ・プール及び体育館利用者代表による外部評価委員会を開催。以下の意見に対して回答等した。
　　→ドライバーの置場工夫されている。ドライバーのレベルも上げてもらってありがたい。
　　→お客様に満足していただけるよう工夫、努力する。
　　眼鏡をつけてプールを利用する方がいるが、プールは紐をつければ利用できるけど注意したほうがいい。他の施設では禁止になっている。
　　→対応、ルール検討。
　　先日卓球イベントに45名参加だったが、声が届かないため苦労した。
　　→ベルト式の拡声器を購入して対応する。
　　ちょっと前までは苦情がたくさん来ていたが最近あまり聞かない。
　　→県の方の力を借りながら対応し、だいぶん落ち着いてきている。
　　トイレの入口が狭く靴を脱いでスリッパを履くと混雑する。靴のまま履けるスリッパを増やしてほしい。
　　→各トイレ1足づつジャンボスリッパを追加で設置。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

- ・コロナにより施設の収入の柱である展示会、営利興行の開催が減っている。令和5年度は営利利用は7件と少しづつ戻りつつあるが、引き続き厳しい状況は続いている。
- ・近年夏場の気温が高く、安価の鳥取市民体育館に利用者が流れている。打開策を検討中である。
- ・例年展示会を行っていた業者に営業に回り、展示会の誘致を行う。
- ・施設が老朽化しているため、不良箇所の早期発見と対応に苦慮している。事故などの未然防止はもちろんのこと、県や関係機関と連絡、連携を密に行い、県民が安全安心な利用ができるように迅速な対応を行っていく。
- ・各関係団体と連携し、より良い施設になるような事業を企画し実施していく。
- ・収入増を図るためイベント等を新たに計画し、実行する。
- ・施設内だけでなく、外周の美化活動にも積極的に取り組みたい。
- ・HP等を活用し、より利便性の高い情報提供ができるような広報活動についていく。
- ・会議室等におけるWi-Fi環境の整備についての問い合わせが増えてきつつあるため、社会情勢に合わせた施設整備について検討する。

10 施設所管課による業務点検

項目	評価	点検結果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ・駐車場や1階ロビーに防犯カメラを設置し、トラブル防止に努めた。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ・車いすの方のプール介助等実施し、利用者の利便性を向上させていた。 ・プール壁面プールコース表示札の下に専用利用等の時間帯を入れ、専用コース以外の利用者が使用可能な時間をわかりやすくした。
〔収入支出の状況〕	3	・施設利用者及び利用料金収入の増加に努め、黒字であった。
〔職員の配置〕	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われていた。 ・一部、煩雑な管理が行われており、今後不適切事案を起こさないために管理の簡素化を図り、内部の確認体制を整えたほうがよいと思慮する。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	・障がい者就労施設への発注に努めた。
総括	3	

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。

3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。

2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。

1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。